

平成 28 年 6 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6 月 23 日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

平成28年6月23日〔木曜日〕午前10時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

議案第58号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

議案第59号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

議案第61号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

年度調査事項等について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 森 ケイ子 君 副委員長 東 猴 史 紘 君

委員 河 合 正 猛 君 委員 野 下 達 哉 君

委員 古 池 勝 英 君 委員 伊 藤 吉 弘 君

委員 中 野 裕 二 君

欠席委員（0名）

委員外議員（3名）

議長 鈴 木 貢 君 議員 尾 関 昭 君

議員 藤 岡 和 俊 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本浩一君	議事課長	高田裕子君
議事課主査	長谷川崇君	主任	梶浦太志君

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田和延君
教育長	村良弘君
健康福祉部長	丹羽鉦貢君
教育部長	菱田幹生君
高齢者生きがい課長	石黒稔通君
高齢者生きがい課主幹	町野吉美君
高齢者生きがい課副主幹	栗本真由美君
高齢者生きがい課主査	・谷美智子君
子育て支援課長	中村信子君
子育て支援課指導保育士	社本美恵子君
子育て支援課主幹	鵜飼篤市君
子育て支援課副主幹	大脇信之君
子育て支援課副主幹	向井由美子君
子育て支援課副主査	石田哲也君
福祉課長兼基幹相談支援センター長	貝瀬隆志君
福祉課主幹	仙田隆志君
健康づくり課長兼保健センター所長	倉知江理子君
健康づくり課主幹	鵜飼智恵君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	長谷川真子君

保険年金課長	今 枝 直 之 君
保険年金課主幹	前 田 茂 貴 君
保険年金課副主幹	平 野 優 子 君
教育課長兼少年センター所長	稲 田 剛 君
教育課管理指導主事	熊 崎 規 恭 君
教育課主幹	梅 本 孝 哉 君
教育課主幹	中 村 雄 一 君
教育課副主幹	横 川 幸 哉 君
教育課主査	千 田 美 佳 君
生涯学習課長	茶 原 健 二 君
生涯学習課統括幹兼体育施設長	伊 藤 健 司 君
生涯学習課主幹	大 塚 將 史 君
生涯学習課副主幹	大 矢 幸 弘 君
行政経営課主幹	平 松 幸 夫 君
行政経営課主査	山 口 尚 宏 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

今年度初めての委員会で、今年度から単独開催ということになりまして、おととい、きのうとあって、それぞれ議員の皆さんの傍聴が大変多かったようでありまして。きょうも午後お見えになるかと思っておりますけれども、またよろしくお願いをいたします。ことし1年、またよろしくお願いをいたします。

それでは、当局、市長さんお見えでございますので、御挨拶をよろしくお願いをいたします。

○市長 おはようございます。

去る6月9日に6月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長 それでは、本日の委員会の日程でありますけれども、付託されております議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを初め5議案の審査を行います。

なお、委員会の案件が終わりました後、委員協議会も予定をされておりますので、よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休 憩

午後1時27分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

午前中は大変御苦労さまでございました。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行っていきます。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁

とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹及び副主幹の皆さんは、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただき、その間は退席していただいても結構ですので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長　それでは、最初に議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長　それでは、議案書の28ページをお願いいたします。

平成28年議案第57号 江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、29ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、はねていただきまして30ページ及び33ページをお願いいたします。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第28条は、小規模保育事業所の設備の基準を規定したもので、建築基準法施行令第123条第3項の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたもので、4階以上の階、避難用の項に規定する施設及び設備についての規定を改正するものでございます。

4階以上の階に保育室等がある小規模保育事業所における避難用階段の排煙設備等の基準が改正されたものでございます。

33ページの旧の規定では、「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められたものに限る。）を有する付室」が、31ページの新たな規定では、「付室（階段室が建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有するものに限る。）」に改めるものでございます。

付室とは、火災による炎や煙が階段室に流入することを防ぐため、屋内と階段室との間に設ける緩衝帯の役割を果たす設備でございます。従来、避難経路となる階段室へ炎や煙の侵入を防止するために、特別避難階段の付室には国土交通大臣が定める排煙設備を設ける必要がございました。国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限ると規定されていたものが、このたびの改正では、その付室に設ける排煙設備に係る規制が見直され、改正後には、国土交通大臣が定めた構造方法を有する付室のほか、階段室または付室の構造が、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもののほか、国土交通大臣の認定を受けたものも可とするとされたものでございます。

はねていただきまして、31ページ及び33ページをお願いいたします。

第43条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を規定したもので、さきの第28条の改正と同様の規定に改めるものでございます。また、以上のほかに建築基準法施行令の規定の号ずれのため、条文の整理を行うものでございます。

29ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、補足説明といたしまして参考資料を作成しております。委員長の許可をいただいておりますので、お席に配付をさせていただいております。

参考資料をごらんください。

左側が従来の基準でございます。国土交通大臣が定めた構造方法としているものでございます。上の図にございますように、付室に、外気に向かってあけることのできる窓が設けられていること、下の図にございますように、付室に排煙設備が設けられている構造でなければなりません。

右側が、新たに加わる基準といたしまして規定されたものでございます。煙が階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣の認定を受けたものが加わることとなったわけでございますが、斜線でお示しをしておりますように、図にお示しできるような構造を持つ階段室や付室は現時点で認定を受けた構造はございませんので、今申し上げましたように、斜線で表示をさせていただいております。これは、事業者による新工法や多様な設計方法の導入を可能とする建築基準法施行令の改正が行われたことによるものというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○委員長　それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　これ、4階以上とあるんですけど、今、江南市は4階以上にこういう部屋のあるところってありますか。

○子育て支援課長　4階以上に保育室がある保育施設等そのものがございません。

○委員長　その前に、この条例に適合する施設があるかどうか。4階というよりも、その家庭的保育事業に該当する事業所があるかどうか。あるいは個人も含めてね。

○子育て支援課長　市の認可を受けるために申請をされている事業所はありませんので、今のところ認可を受けた事業所もございませんし、認可を予定する事業所もございません。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これで質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 1 時 37 分 休 憩

午後 1 時 37 分 開 議

○委員長 それでは再開いたします。

議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それで、ちょっとお伺いいたします。

今、議案第57号の審査のために当局から資料が配付をされましたけれども、これにつきましては、この委員会配付にとどめおくか、議場配付をするかということですが、どういたしましょう。

〔「配付したほうがわかりやすい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 配付したほうがわかりやすいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長 それでは、議場配付という御意見がありますが。

じゃあ、議場配付とさせていただきます。よろしくお願いします。

議案第58号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第58号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○子育て支援課長 議案書の36ページをお願いいたします。

平成28年議案第58号 江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。はねていただきまして、37ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、38ページをお願いいたします。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第10条は、放課後児童支援員である職員の資格について規定しているもので、第3項第4号中、「中学校」の次に、学校教育法の一部改正により規定されました「義務教育学校」を加えるものでございます。

37ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけなんですけれども、義務教育学校はこの前の議案質疑でよくわかったんですけれども、今回の協定書、今回の議案、3月でもよかったと思うんですけど、何で今回の6月にこの義務教育学校の条例改正を出したかということだけ、1点だけお尋ねしたいんですけど。

○子育て支援課長　こちらの国の省令改正の通知のほうは、3月の下旬に愛知県を通じて改正の手続きを行うように通知があったものでございます。

○伊藤委員　間に合なわかったということですね。

○子育て支援課長　間に合っておりませんでした。申しわけございませんでした。

○伊藤委員 いや、ほかのところが3月にやられたものですから。

[発言する者あり]

○委員長 挙手をして発言してください。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、これで質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時42分 休 憩

午後1時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第59号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第59号について御説明申し上げますので、議案書の39ページをお願いいたします。

平成28年議案第59号 江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るとともに低所得者の負担を軽減するため、課税限度額の引き上げ及び軽減対象者の拡大について所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げますので、はねていただきまして、41ページをお願いいたします。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

第2条は、課税額について規定したもので、第2項は、基礎課税額分の課税限度額を定めたもので、「50万円」から「52万円」に2万円引き上げるよう改めるものでございます。

第3項は、後期高齢者支援金分の課税限度額を定めたもので、「15万円」から「17万円」に2万円引き上げるよう改めるものでございます。

次に、第14条は、国民健康保険税の減額について規定したもので、減額の対象となる納税義務者に対し、基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれを減額していた額を合算した金額が課税額となることから規定されておりますが、改正後の課税限度額を適用させることから、基礎課税額分は「52万円」、後期高齢者支援金分は「17万円」を課税限度額に改めるものでございます。

42ページをお願いいたします。

次に、第1号から第3号までは、それぞれ7割・5割・2割の軽減の対象となる世帯の軽減基準について規定したもので、第2号は、5割軽減につきまして被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗すべき金額を「26万円」から「26万5,000円」に改めるものでございます。

第3号は、2割軽減につきまして被保険者及び特定同一世帯者所属者1人につき乗すべき金額を「47万円」から「48万円」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、40ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。

第1項は施行期日でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は適用区分でございます。第1項の規定による改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税につい

て適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお、43ページに江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを資料として掲げてございます。

また、事前に委員長の許可を得ておりますことから、お手元に委員会審査資料を配付させていただいております。

左上に議案第59号委員会審査資料としてございますけれども、こちらで少し補足して御説明を申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

まず一番上の1番の表につきましては、課税限度額の引き上げの改正内容をあらわしたものです。

表の右側でございますのが、地方税法施行令に規定されております法定限度額でございます。今回の改正で、医療給付費分と後期高齢者支援金分がそれぞれ2万円引き上げられ、合計ですと89万円とされております。

表の左側が江南市の改正内容で、法定限度額の引き上げ額と同様に、医療給付費分と後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円引き上げ、合計で78万円から82万円とするものでございます。

次に、その下の2番の表につきましては、軽減措置を拡大する改正内容をあらわしたものです。

国民健康保険に加入の世帯のうち、所得が一定の金額以下の世帯につきましては、地方税法及び地方税法施行令により均等割額及び世帯別平等割額を一定割合減額することとされております。その割合は、加入者の人数、所得金額により7割・5割・2割に区分されますが、地方税法施行令の改正に伴い、江南市におきましても、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の乗ずべき金額をそれぞれ現行「26万円」から「26万5,000円」、「47万円」から「48万円」に引き上げるとするものです。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　ちょっと2つ、3つお聞きしたいんですけれども、本当によくわからないので、ちょっと教えてほしいんですけれども、43ページの国民健康保険運営協議会とあるんですけれども、その協議会というのはどのくらいの人で、どういった方がなっているのかという内訳のほうを、それともう1つ、任期、協議会の法定メンバーの任期が多分あると思うんですけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○保険年金課長　　江南市国民健康保険運営協議会でございますが、定数が13名となっております、任期のほうは、平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年でございます。

委員さんの内訳でございますけれども、被保険者を代表する委員といたしまして、これは地方創生推進課の公募員名簿より推薦させていただいておりますが、こちらのほうが4名、それから尾北医師会、尾北歯科医師会、尾北薬剤師会から推薦いただいております保険医もしくは保険薬剤師を代表する委員といたしまして4名、それから一般的には有識者、学識経験者に当たります公益を代表する委員としまして4名、それから被用者保険等、保険者を代表する委員といたしまして、全国健康保険協会より1名を任命させて、合計13名でございます。

○伊藤委員　　審議された日数というのは、1日の1回でよろしいのでしょうか。

○保険年金課長　　審議日数でございますが、ことしの2月18日の1日でございます。

○伊藤委員　　あと1点だけ、本当に基本的なことで申しわけないんですけれども、江南市と法定の金額を比べると、課税限度額が若干違うんですけれども、そのところ、例えば法定の限度額目いっぱいやってみえるし、江南市は低いんですけれども、その辺の市という、県内の内訳というのわかるのでしょうか。

○保険年金課長　　課税限度額の県下市町村の状況でございますけれども、平成27年度の状況といたしまして、医療分ですが、法定限度額の52万円が30団体、51万円が21団体、50万円が江南市を含む2団体、49万円が1団体となっております。

次に、支援分でございますけれども、法定限度額の17万円が31団体、16万円が13団体、15万円が江南市を含む2団体、14万円が6団体、13万円が2団体となっております。

最後に介護分でございますが、法定限度額の16万円は30団体、14万円が13団体、13万円が江南市を含む2団体、12万円は6団体、11万円が1団体、10万円が2団体となっております。

○伊藤委員　　いろんな金額わかったんですけども、江南市がやっぱり法定限度額の目いっぱいにしていない、過去からのいろんなことがあると思うんですけども、その辺の理由というのは何かありますか。

○保険年金課長　　江南市の国民健康保険につきましては、税率も長年引き上げずにここまで来た経緯がございます。具体的に申し上げますと、医療分につきましては、平成20年度から支援分が創設されましたが、平成9年度から実質引き上げを行っておりません。また、介護分につきましても、平成17年度以降据え置きでここまで来るなど、極力被保険者に負担をふやさないという方向で進めてまいりました。健全な財政運営の維持という観点から申し上げますと、江南市が県内他市町村よりも低い限度額を設定していることにつきましては、制度を有効に使うためには、限度額を引き上げるのが本来ではないかといった意見、指導を実は県からもいただいておりますけれども、また一気に法定限度額まで引き上げて一部の世帯に多大な負担を強いるということもなかなか難しいというふうに考えております。

今後、国保の都道府県化が進む中で適正な税率の設定でございますとか、資産割のあり方なども含めまして、課税限度額につきましても引き続き検討をしてまいりたいと思います。

○伊藤委員　　もし引き上げるのであれば、先ほどの保険運営協議会に諮って引き上げるという形にはなるのでしょうか。

○保険年金課長　　さようでございます。

○野下委員　　今、課長さんから、この引き上げについては検討していくというような内容の発言があったんですが、市としては、ほかの団体の、今数がありましたけど、引き上げについてはどのような見識を持っていらっしゃるのか。このままずっといくのが市民のために必要なのか、それとも、いろ

んな事情で引き上げていかなくちゃいけないのか、そういうことも視野に入
っての答弁だったのでしょうか。

○委員長 ちよっと今の質問は、保険税全体の引き上げ、限度額の引き上げ。

○野下委員 限度額。

○委員長 限度額の引き上げについてね。

[発言する者あり]

○委員長 他市の状況は今聞いたよ。

○保険年金課長 今回の限度額改正予定の他市の状況でございますけれども、
県下38市の予定のほうを御説明申し上げますと、38市のうち、23市で地方税
法で規定する最高限度額を設定していく予定というふうに聞いております。

ちなみに、江南市より低い5市、江南市は最高限度額は現在78万円ござ
いますけれども、この78万円より低い5市につきましては、2市が8万円引
き上げ、2市が4万円引き上げ、1市については2万円引き上げというふう
に、これは4月の中旬の段階でございますけれども、聞いております。

○野下委員 今、他市の状況を言われましたけど、江南市として、今後、事
情によって検討されるというような答弁があったと思うんですけれども、そ
ういう形については、引き上げも仕方がないというようなところも視野に入
っての発言だったかどうかを聞きたいです。

○委員長 今回4万円引き上げがあるわけですけど、さらなる限度額いっば
いまでという意味だよな。

○健康福祉部長 先ほども課長のほうからも答弁がありましたが、健全なる
国保の運営を目指しまして、江南市は他市よりも低いということもあります
し、今後、愛知県でも統一的な国保の運営がされますので、資産税のことも
踏まえまして、他市との状況を合わせていかないかんというところは思っ
ております。

○野下委員 ということは、状況によっては、その限度額のところまで目い
っばいに引き上げていくということも考えられないわけではないというふう
に捉えさせてもらってよろしいですか。

○健康福祉部長 そのとおりでございます。

○中野委員 健全な運営を図るとともに低所得者の負担を軽減するため、課

税限度額引き上げ、対象者拡大と書いてありますけれども、各項目の対象者の人数を教えてください。

- 保険年金課長 平成27年度のデータを使って影響額の推計をいたしました結果でございますけれども、軽減の対象拡大によりまして138世帯、全体の1%ほどの世帯が影響を受けることとなります。内訳といたしまして、軽減の非該当から2割軽減となる世帯が96世帯、同じく軽減非該当から5割軽減となる世帯はゼロ世帯、2割軽減から5割軽減になる世帯が42世帯、このような結果になると思われま。

また、軽減の対象を拡大することで減収となる税額といたしましては、224万円程度を見込んでいます。

- 委員長 ほかにありませんか。

これ、一方で限度額を引き上げたことによって増収となる部分というのは幾らぐらいになるのでしょうか。

- 保険年金課長 今回の改正で、課税限度額の引き上げ分でふえます分につきましては、1,066万円を想定してございます。

- 委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、質疑も尽きたようでありますので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後1時59分 開議

- 委員長 再開します。

議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これもですけれども、この委員会で今配付されました資料については議場配付としていきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、そのように取り扱いさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議案第60号　平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）

第1条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育委員会事務局

の所管に属する歳入歳出

- 委員長　続いて、議案第60号　平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）、第1条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育委員会事務局の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

審査方法につきましては、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

- 高齢者生きがい課長　議案第60号　平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）につきまして、高齢者生きがい課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げますので、議案書の55、56ページをお願ひいたします。

下段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は343万5,000円でございます。

内容につきましては、56ページの説明欄をお願ひいたします。

介護保険財務事務事業、介護保険特別会計繰出金事業といたしまして、343万5,000円の補正をお願ひするものでございます。

これは、議案第61号　平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）のほうで掲げております介護保険システム改修事業に係る拠出金でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○子育て支援課長 平成28年議案第60号 平成28年度江南市一般会計補正予算（第2号）のうち、子育て支援課所管の予算について御説明をいたします。議案書の51ページ、52ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳入でございます。

最上段、13款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の児童扶養手当支給費負担金194万円でございます。

その下、13款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子どものための教育・保育事業費補助金100万円でございます。

その下、13款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の子ども・子育て支援整備交付金14万4,000円でございます。

中段やや下、14款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備補助金600万円でございます。

少しはねていただきまして、57ページ、58ページをお願いいたします。

子育て支援課所管の歳出でございます。

3款2項1目子育て支援費で、補正予算額は1,598万8,000円でございます。

内容につきましては、58ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援推進事業は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、ひとり親世帯や多子世帯等に係る特定教育・保育施設等の利用者負担額の軽減措置が拡大されたことから、その改正に対応するため、電算処理システムの改修委託料354万3,000円の補正をお願いするものでございます。なお、この事業費に対しましては、特定財源として国庫補助金が措置されます。

次に、保育園施設工事事業は、古知野南保育園の暖房用ボイラーが故障し、

修理不能であるとされたため、ボイラーの取りかえ工事費389万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、保育園空調設備改修事業は56万1,000円の補正をお願いするもので、これは新労務単価に対応するための補正でございます。

次に、学童保育所整備事業は56万3,000円の補正をお願いするもので、これにつきましても、新労務単価に対応するための補正でございます。特定財源の国庫交付金も対象事業費の増額に伴い、歳入予算を計上しております。また、県補助金として愛知県子ども・子育て支援整備補助金の基準額の見直しがされたことに伴い、同額の歳入予算を計上しております。

はねていただきまして、60ページの上段をお願いいたします。

児童・遺児手当等事業は、742万2,000円の補正をお願いするもので、これは児童2人以上を養育しているひとり親家庭の経済的負担を軽減するために、第2子以降に係る児童扶養手当の加算額について見直しが図られたことによるものでございます。

13節委託料は、児童扶養手当の電算システムの改修委託料として159万9,000円を、20節扶助費は、児童扶養手当の加算額の増額分582万3,000円を計上しております。なお、扶助費に対しましては、特定財源として国庫負担金が措置されますので、歳入予算に計上しております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　子ども・子育て支援推進事業の中で、ひとり親世帯とか……。

○委員長　ちょっと何ページかというのを。

○伊藤委員　ごめんなさい、58ページの一番上段なんですけれども、利用者負担の軽減ということで、多子世帯とか、ひとり親世帯等とあったんですけれども、その辺の例えば人数の内訳なんかはわかるんでしょうか。

○子育て支援課長　多子世帯の対象者が園児数115名、ひとり親世帯が園児数49名でございます。

○伊藤委員　あと、システム改修ということなんですけれども、またずうっ

と1者随契、NECという形になると思うんですけれども、これいつからスタートして、当然4月にさかのぼらないかんもんですから、その辺のところのなるべく早く改修しなければいけないと思うんですけれども、いつごろスタートする予定でしょうか。

○子育て支援課長 補正予算をお認めいただきましたら、システムの改修にすぐ取りかかりをさせていただいて、8月分の保育料から新しい負担額でお願いをしたいという予定で進めております。

○伊藤委員 わかりました。

○委員長 ちょっと待って、8月分ということになると、この4月から7月分はどうなるの。

○子育て支援課長 4月にさかのぼって保育料の算定をやり直させていただきますので、対象となる方には還付処理という形でさせていただきたいと考えております。

○伊藤委員 それだもんでちょっと聞いたんです。早くやってもらわないと、やっぱり還付してもらわないかんもんですから。

それと、保育園の施設工事事業の中で、空調用ボイラー取りかえ工事ということであるんですけれども、これはほかの保育園でいいますと、大体空調設備等が北の地区の防衛省の補助の関係があって、北から順番に空調設備改修という形になって、今、個別の空調設備ですか、電気の空調設備になっていると思うんですけれども、今回ボイラーを取りかえるということなんですけれども、この取りかえというのは、完全に部品等が多分30年以上たっておると思うんですけれど、その部品がなかったから、当然修繕じゃなくてボイラーを取りかえるという形になったとは私は思うんですけれども、どうでしょうか。

○子育て支援課長 古知野南保育園の空調設備につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、建築当時、若干の修繕等は30年経過していますので、実施をしていると思いますが、温水用のボイラーが故障いたしまして、修理部品等がないということで、温水用のボイラーを取りかえ工事という形でさせていただくというものでございます。

○伊藤委員 壊れた時期というのが3月でしたっけ、たしか聞いたのが。例

えば新しく個別の空調をしようと思ったときには、当然次の冬に間に合わないという形で、急遽ボイラーだけの取りかえという形になったと思うんですけども、そうすると当然燃料があるんですよね、ボイラーには。そうすると、地下タンクで重油を貯蔵して、そのエネルギーによってボイラーを動かしているという形になるんですけども、その地下タンクというのは当然同じような時期につくっておるものですから、30年超えているということで地下タンクの漏えいの心配が非常にあるんですよね。ボイラーだけ変えてもいいんですけども、地下タンクが当然古くなっているものですから、その辺の漏えいの心配があるということで、当然漏えいすると、この市の損害賠償という形になりますので、その辺のところの点検とか何かをしっかりとやっていただかないかと思うんですけども、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長 少量危険物に該当するというので、消防のほうからの立入検査を受けております。その際に、自主点検を行うように指導をいただいておりますので、油面計の作動状況や指示が適正であるか等々の確認を行っているという状況でございます。

○伊藤委員 わかりました。そうすると、ボイラーがある保育園というのは点検をしないかということ、非常に大変な職員の苦労が当然あると思います。

それと、やはり漏えいが一番やっぱり心配なものですから、その辺のところをしっかりとしていかないと、過去の漏えいがちょっとわからないもので、多分漏えいしたことがあるかないかはちょっとわからない、そこまでは聞きませんが、そういうことが非常に懸念されて、今の政令の地下タンクが当然陽圧検査ということで、一定の業者で陽圧検査をして、漏れがないかどうかを点検する義務が今あるんですよね。政令のタンクというか、指定する以上のタンクというのは。だけど、たまたまこれ少量危険物ということで、その義務はないんですけども、漏れる危険性というのは同じなんですよね、当然。この地下タンクというのは、重油ですと多分2,000リッター以下だとは思いますが、漏れると約2,000リッターの重油が漏れることになりますので、その辺のところ非常に心配なものですから、本当は電気のほ

うに変えていっていただくのが非常にありがたいんですけども、急遽壊れて、今のボイラーだけ取りかえという形になって、またボイラー取りかえと、8年か10年後にまた空調設備の取りかえということで、徐々にまたやっていくということになるんですけども、これは実際次の古知野南保育園というのは、いつごろ空調設備の取りかえの時期というか、予定だったんでしょうか。

○子育て支援課長　保育園の空調設備改修工事につきましては、空調設備改修計画に従って進めさせていただいております。本会議の中でも御質問をいただいておりますが、空調改修を終えていないのが、古知野南保育園を含めまして残り5園がございます。古知野南保育園は、後ろから2番目の予定ですので、ほぼ10年ぐらにかかるとは思いますが、今回ボイラーの改修をさせていただきますので、改修計画を見直す必要もあるかというふうに考えております。

○委員長　　というのは、先になるの、早くなるの。これ、せっかく取りかえたからって、また先になるわけ。

○子育て支援課長　　他の保育園の状況によるというふうに考えております。

○伊藤委員　　地下タンクというのは、本当に漏れる事例が全国にも多発しております。この地下タンクを使っていただくこと自体が本当はまずいんですよ。早くこれを改修して電気の空調にしてほしいんですけど、本当にこの地下タンクの点検をやっぴりおろそかにせずに、必ず法定と同じような点検をしていただいて、市として見本を見せていただいてやっていただくのが私としては非常にありがたいんですけども、これも法的義務がないと言われればそうなんですけれども、同じ油なもんですから、本当に2,000リットルで、一応消防法という指定数量以上になるんですけども、1,980リットルぐらいだと思うんですけど、ぎりぎりなんですよね。ですから、その辺のところは線を引いてあるだけなもんですから、漏れると非常に危険ということで、多大な損害も市に与えるということだもんですから、その辺のところもよく検討していただいてお願いしたいと思います。

あともう1点だけ。次の60ページなんですけれども、児童・遺児の手当等事業ということで、先ほど児童扶養手当額見直しということを言われたんですけども、その辺のところはちょっと今の説明でわからなかったもんです

から、どういうふうに見直されたということだけでいいですけど、お願いします。

○子育て支援課長 児童扶養手当の額につきましては、平成28年4月から全部支給の方の本体額が4万2,000円から4万2,330円に引き上げをされております。今回の改正につきましては、平成28年8月から、第2子に係る加算額が月額5,000円から最大で月額1万円、第3子以降に係る加算額が月額3,000円から最大月額6,000円に増額をされるということでございます。

また、その加算額につきましては、それぞれの御家庭の所得に応じて加算額が決定されるということでございます。

○伊藤委員 定額になったやつが、所得に応じて加算される分がふえたということですか。

○子育て支援課長 第2子、第3子、それぞれ定額であったものが、所得に応じて加算額が遡増されるということでございます。

○伊藤委員 すると、不公平がなくなったということですかね。そうするとやっぱり所得額ということ、今まで定額だとばしっと切られるものですから、その辺のところがちよっと微妙なところがあるんですけども、所得に応じてということでは、やっぱりその辺のところは平等になったという考え方でいいんでしょうか。

○子育て支援課長 通常の全体額、第1子に係る手当額については、所得に応じて遡増、遡減されたという考え方でございましたが、第2子、第3子につきましては定額で支給をされておりましたので、所得に応じて増額されるようになったということで、今までのものから平等になったかという、若干考え方が少し違うかもしれません。支給されていた額が所得に応じて満額が増額となった部分が、所得に応じて支給されるようになったということですので、もらえるかももらえないかということではなかったのです。

○委員長 よろしいですか。

○伊藤委員 よくわかったようなわからんような、大体ニュアンスとしてはわかりました。ばしっと切られておったやつが、所得に応じてということ。

○委員長 切られてはいない。

○伊藤委員 びしっと線引きされておったやつが、一律だったやつが、それ

が所得に応じてということですよ。

〔「上積みになる」と呼ぶ者あり〕

- 伊藤委員 その分だけ上積みされていく、所得に応じて上積みされていくということなんですよ。そういうことなんですよ。
- 子育て支援課長 そうでございます。
- 委員長 ほかにありませんか。
- 野下委員 ちょっと確認しておきたいんですけど、58ページの子ども・子育て支援創出事業でシステム改修ということがありますが、これはちょっと多子世帯で申し上げると、国の保育料の補助というか、国が補助していこうという幅がふえた形だと思うんですよ。ただ、今までは市県民税によって保育料が決まっていたよね。今回の国の新しいシステムの関係は、これは年収360万円未満相当というふうに聞いておりますけど、年収なんですよ。今回の年収360万円未満というのが対象になるよというところが、第2子が半額で、第3子が無料だという話だと思うんですよ。今まではそうじゃなくて、市県民税が基準になっておったとあるんですけど、この辺のシステム改修に伴って、今までもらっていた人がもらえなくなるとか、半減だとか、無料が外れるとか、そういうことというのは危惧されないんでしょうか。
- 子育て支援課長 まず保育料の算定に当たりまして、市県民税の額によって保育料が決まってくるというのは従前と変更点はございません。国が示しております360万円という年収額が表に報道等されておりますけれども、あくまでも保育料を算定するに当たっては、それに相当する市県民税の所得割額の基準を、あらかじめ国のほうの階層でいけば、第2階層、第3階層というような表現をしておりますけれども、江南市の保育料の階層でいけば、市県民税の所得割がある世帯についてはD階層の区分に区分されておりますので、その階層区分の所得割の額を年収に換算した階層区分で、今回保育料の軽減措置の対象となる世帯というのはそこで区分をさせていただくということでございますので、外に公表される360万円という年収額に相当する市県民税の額によって保育料は算定させていただいて、軽減対象世帯に対して軽減をされていくということでございます。

○野下委員 となりますと、あくまで市県民税が基準になってくるということなので、国が言う年収360万円未満というのをこっちの市県民税のほうにどれぐらいになるかというのは多分算出されると思うんですけども、そういう中で、特に第2子が半額、第3子が無料と、今の従前の人たちが換算をされる中で枠が外れてしまうとか、そういう危惧はないですか。

○子育て支援課長 現在の第2子が半額、第3子が無料という制度につきましては、保育園の子供で申し上げますと、3人とも保育園に通っているという子供に対しての現行の制度でございますので、今回改正になりましたのは、あくまでも同一世帯の中の第1子、第2子、第3子という数え方をしていくというものでございますので、そこに必ずしも保育園に通っている子供が3人いるという必要がありませんので、その子供の数え方が変わったということで対象者がふえてくるということでございます。

○野下委員 ありがとうございます。だから、対象がふえるということはあるということですね。

もう1点ですけど、これちょっと一般質問で確認をしてきたのがあるんですけど、3歳未満児が見えるところについては、今の市県民税の枠でそういう軽減がないような世帯に対して、3歳未満児がいるところについては、県が独自に補助制度を持っているというのがあったと思うんですよ。ここについては、県はこの制度はさらに継続をしているのかどうかということも1点確認したいです。

○子育て支援課長 平成28年度につきましては、県の第3子無料化の事業については継続していくというふうに聞いております。

○委員長 ちょっと私、さっきの多子世帯115名、ひとり親49名って、伊藤委員への答弁がありましたけど、これは実数でふえたり、減ることはないんだ。ふえる人数とは違う、ふえる人数は何人になるんですか。

○子育て支援課長 今申し上げました数字が今回の軽減措置の対象となるという、児童数でございます。

○委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　ちょっと私、この予算書を見て疑問なので、ちょっと話をさせていただきたいんですけど、58ページの学童保育所整備事業で新労務単価への対応ということで、特定財源で国が14万4,000円、県が600万円で、実際の学童室建設工事費で必要となる労務単価の金額というのは、そんなに高額ではないんですよ。24万9,000円ですよ。何で600万円も補助金がふえているんだろうというのがちょっと疑問に思ったので、説明をしていただきたいです。

○子育て支援課長　　こちらの県のほうの特定財源につきましては、今回の新労務単価による工事費の増額に伴う補正ではございません。県のほうの子ども・子育て支援整備補助金の補助基準額の見直しがされておりました、補正前の2,100万円というのが支援の単位3区分、700万円掛ける3施設の3分の1とされておりましたものが、平成28年度の補助基準額が1,300万円に引き上げられたことに伴いまして、その差額の600万円を計上させていただいたというものでございまして、新労務単価への対応という欄のところで一緒に特定財源の補正を上げさせていただいておりますので、そのあたり、県費については補助単価の見直しによるものというものでございます。

○委員長　　労務単価とは違うということなんですね。

それで、子ども・子育て支援整備補助金というのは今回のこの予算書の中には出てこない、新年度予算の中で行われる事業に対しての補助率の見直しがあったと。

○子育て支援課長　　歳入予算につきましては、52ページのほうで県費600万円を計上させていただいております。

○委員長　　これが出のほうではどこに対応するものなのか。入はあって、出はどこで。新年度予算の中であって、補正予算のこの事業費の中には出てこないということ。

○子育て支援課長　　歳出についてはそうでございます。

○委員長　　そうよね、わかりました。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について

審査をいたします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　健康づくり課所管の補正予算の歳出について御説明を申し上げますので、議案書の59ページ、60ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費でございます。補正予算額は1,185万5,000円でございます。

内容につきましては、60ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

予防接種事業につきまして、予防接種に係る需用費、役務費及び委託料につきまして、1,185万5,000円の補正を戦略プロジェクトとしてお願いをするものでございます。

これは、B型肝炎ワクチンの予防接種が平成28年10月1日より定期接種化されるための対応でございます。対象者は、平成28年4月1日以降に生まれた者で1歳に至るまでの間にある者とされております。なお、別冊の平成28年度6月補正予算説明資料の9ページに予防接種事業を掲げておりますので、そちらも御参照を賜りたいと存じます。

以上で説明を終わります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

- 委員長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

- 伊藤委員　1点だけお聞きしたいんですけども、対象とか何かはよくわかったんですけども、例えば江南市に住んでいる1歳未満の子供が見える方で、これは例えばどこの市町でも受けられるものなんでしょうか。何かそういう規制というのはあるんでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　子供の定期予防接種に関しましては、平成26年4月1日より愛知県広域予防接種事業という事業が開始されておりました。愛知県内の市町村で接種していただくことは可能となっております。ただし、尾北医師会管内の市町につきましては、江南市と同様に保健センターから送付いたしました予診票をお持ちになり、個別に予約をとっていただ

ければ、そのまま接種していただくことは可能ですが、それ以外の市町村で接種される場合につきましては、前もって保健センターの窓口のほうに、どここの医療機関で接種したいという旨を申し出ていただきまして、書類を書いていただく必要がございますので、接種していただくことは可能ですが、その一手間がかかる必要がございます。

○委員長 伊藤委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

○野下委員 これの予防接種は10月1日から導入ということで、対象が4月1日以降に生まれた方ということになりますね。そうすると、例えば4月2日に生まれたとしますね。そうすると生後2カ月、3カ月は任意接種になるんですよね、この文面上からいくと、まず。打っても打たなくてもいいんですよね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 10月1日以降の接種につきまして定期予防接種という位置づけになりますので、それ以前に接種した分につきましては任意接種という取り扱いとなります。

○野下委員 そうしますと、2カ月、3カ月は任意接種を受けて、7から8カ月というのは定期接種に入っていくと思いますので、ここは助成が入るといふ形だと思うんですよね。ただ、例えば任意ですので、ずうっと接種をしないで、10月1日から導入されるのを待って1回目をしたというあたりは、今後それはどうなっていくんですか。3回接種だから、その辺は終わりませんよね、1年間で3回は。その辺はどういうふうになっていくか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今回の補正を上げるに当たりまして試算した状況によりますと、4月生まれの方につきましては、予定どおりに接種をしていただければ、3回目まで今年度で終了できるという見込みになっております。

○委員長 4月生まれの人が、10月を第1回にしても大丈夫だよという意味だね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 はい、そのとおりでございます。

○野下委員 年度内にできるということですか。

- 委員長 4月生まれの人が10月以降にやって、年度内、3月31日までにできる。
- 野下委員 年度内にできてしまうという形ですか。
- 健康づくり課長兼保健センター所長 はい、3月31日までに可能であるという試算になっております。
- 野下委員 そういうことですね。だから、期間が2カ月ごとぐらいか何かでできていくということか。それは可能ということですね、わかりました。
- 委員長 ほかにありませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長 続いて、教育委員会事務局教育課について審査をいたします。
当局から補足説明がありましたらお願いいたします。
- 教育課長兼少年センター所長 教育課の所管について御説明申し上げます。
歳入について御説明させていただきますので、議案書の51ページ、52ページをお願いいたします。中段やや下でございます。
- 14款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の学校支援地域本部事業費補助金27万4,000円でございます。
- 続きまして、歳出について御説明させていただきますので、議案書の69ページ、70ページをお願いいたします。
- 10款1項2目教育環境費で、補正予算額119万9,000円をお願いするものでございます。
- 内容につきましては、70ページ説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。
- 地域学習活動支援事業でございますが、中学1年生を対象に、基礎的な計算力などの補充学習を実施するものでございます。この事業は、特定財源として事業費の一部に県の補助金27万4,000円を予定しています。なお、別冊の平成28年度6月補正予算説明資料の12ページに概要を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。
- 以上で説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　ちょっとお聞きしたいんですけれども、非常にいい取り組みということで、平成25年に土曜塾が始まったんですけれども、それからまた子ども未来塾ということで、非常に江南市としてはいい取り組みだと思っておりますけれども、これは例えば県内にこうした取り組みをやっている市町はわかりますか。

○教育課長兼少年センター所長　　この補助金を使いまして事業を行っておりますのは、県内では7市3町でございます。江南市を含めまして、豊明市、北名古屋市、津島市、常滑市、みよし市、田原市。町でいいますと、大口町、大治町、武豊町でございます。

○伊藤委員　　わかりました。

あと、基準額が41万1,000円ということなんですけれども、例えばこれ1カ所でやって41万1,000円、例えばこれが江南市ですと中学校が5つありますので、5校区でやるとしますと、例えばそういうおのおのに出るものなのか、その辺のところはちょっとわからんですけど、お聞きしたいんですけれども。

○教育課長兼少年センター所長　　今、委員のおっしゃった5校区で行った場合であっても、この補助金につきましては1カ所で行われる事業費41万1,000円が事業費の上限でございまして、その3分の2になります27万4,000円が補助の対象の上限でございます。

○伊藤委員　　わかりました。ふやしても一緒ということですよ、この基準額は一緒で、江南市の持ち出しがどんどんふえていくという形になるのですね。

○教育課長兼少年センター所長　　おっしゃるとおりです。

○伊藤委員　　もう1点だけいいですか。

今回、計算力ということで算数、小学校の学力がちょっと不足した方が中学校へ行って算数の基礎学力を補充学習するということなんですけれども、これは多分先ほど言われた7市3町のこともあるんですけれども、それはおのおの市町がその内容を決めればよいということなんですか。

○教育課長兼少年センター所長　この事業につきましては、各市の取り組みがまちまちでございまして、江南市においては、今回中学1年生の基礎的な計算力の向上を行うということにして、ほかの市町にあっては、この基礎的な計算力の向上のみならず、数学であったり英語であったりするということふうに聞いております。

○伊藤委員　わかりました。それでは1年生に限らず、例えば2年生、3年生、例えば英語を持ってきてもいいということなんですよ。たまたま中学校で取り組む内容としては、今回、江南市が1年生を対象に算数としたんですけれども、将来にわたっては、またこれが変わっていくという考え方でいいのでしょうか。

○教育課長兼少年センター所長　これは議案質疑でも申し上げましたが、2年生、3年生、もしくはほかの教科にも含みを持たせたものでございます。

○委員長　ほかにありませんか。
よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　中学3年生、受験を前にした子供という発想はなかったんですか。

○教育課長兼少年センター所長　今回は、まず余り大きな風呂敷を広げずに、まずはこども土曜塾が小学校4年生から6年生で、同じように基礎的な計算力の向上を目指しておりましたので、その延長という考え方でやっておりますので、今回はまずは中学1年生の基礎的な計算力の向上を目指した取り組みというふうに考えております。

○委員長　1カ所だから、かなり自転車で来る子が多くなると思うんですよ。その辺の交通の問題だとか、その辺は大丈夫なんですかね。問題ないですか。

○教育課長兼少年センター所長　市内、広いエリアから1カ所の江南市役所に集まっていただくということですので、十分交通安全には注意していただくように保護者の方をお願いをしまいる予定です。

○河合委員　定員は何人ぐらいを想定してみえますか、予定を。

○教育課長兼少年センター所長　60名です。

○河合委員　1回が60名。

○教育課長兼少年センター所長　はい。

○河合委員　もう1点、遠いところがありますよね。古北だとか、布袋の南だとか、そういった方は保護者が例えば送ってみえたりしますよね。駐車場は確保しているんですよね、南も全て。どのぐらいありますか、駐車場は。

○教育課長兼少年センター所長　土曜日に予定しておるものですから、市役所の駐車場は開放されておると思っておりますので、送り迎え駐車できると思っております。

○委員長　定員を60名にした根拠というのは、土曜塾の関係。土曜塾は今全部で何人来ているの。

○教育課長兼少年センター所長　平成27年の実績で申しますと、ちょうど140名、1カ所20名の7カ所で140名。ちょうどことしの春、6年生から中学1年生になった子が約50名おりましたので、それに若干プラスして60名としたところですよ。

○委員長　わかりました。
ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして、生涯学習課について審査をいたします。

補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長　生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の69ページ、70ページをお願いいたします。中段でございます。

10款4項1目生涯学習費でございます。補正予算額は71万3,000円でございます。

内容につきましては、70ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

公民館施設管理事業といたしまして、71万3,000円の補正をお願いするもので、古知野東公民館し尿浄化槽、三次処理槽漏水修繕及び放流槽放流ポンプ取りかえ修繕でございます。4月の古知野東公民館し尿浄化槽保守点検におきまして、し尿浄化槽三次処理槽から漏水があるとの報告を受け、直ちに修繕を実施しております。この修繕料につきましては、緊急での対応が必要

なことから流用により対応させていただいておりますので、この補正予算をお認めいただいた後、流用戻しをするものでございます。

次にその下、10款4項2目文化交流費でございます。

内容につきましては、70ページ説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

国指定重要文化財「曼陀羅寺正堂」保存修理補助事業につきましては、戦略プロジェクト事業として450万円の補正をお願いするものでございます。

国指定重要文化財である曼陀羅寺正堂につきましては、昭和59年にひわだぶき屋根の全面ふきかえ等を実施いたしました。摩滅・損耗が目立ってきております。ひわだぶき屋根は、約30年でのふきかえが必要であり、国指定重要文化財を保存するため、必要な経費の一部を曼陀羅寺に対し補助するものでございます。

なお、別冊の平成28年度6月補正予算説明資料13ページに事業概要を掲げておりますので、御参照賜りたいと存じます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　曼陀羅寺の屋根のふきかえですけれども、これ今、説明資料の13ページを見ておるんですけれども、この屋根のふきかえの総事業費はどれぐらいで、一節には2.5億円だ、3億円だと言われておったんですけれども、その総事業費とこの補助率のパーセンテージ、この今回の補正予算は国が75%、県が7%、市が7.5%と。総事業費でも同じパーセンテージになるのか、どうでしょうか。

○生涯学習課長　まず総事業費でございますが、今現在予定でございますが、3億3,488万8,000円を予定しております。補助率につきましては、総額においても変わりはありません。

○河合委員　江南市はどれぐらいになりますか。

○生涯学習課長　江南市は補助率が7.5%になりますので、総額で2,511万7,000円となります。

- 委員長　　これ何年間でやるんですか。
- 生涯学習課長　　2年半でございます。
- 委員長　　予算でいけば、3年ということだね。
- 古池委員　　法律によって寄附金を集めちゃいかんという、自分たちで寄附金集めはできるんですか。
- 生涯学習課長　　曼陀羅寺さんにおいては、多分寄附金を集めてやるものと考えております。
- 委員長　　この所有者負担の部分だね。
ほかにありませんか。
- 野下委員　　今、総工事の金額がありましたけど、今回のこの補正予算の中の実施内容で耐震診断というのがあります。万が一、耐震を補強しなくちゃいけないとかいうふうになった場合には、3億3,488万何千円プラス耐震工事というのが別にかかってきて、これも市のそういうパーセントとかが出てくるものなんですか。
- 生涯学習課長　　今年度耐震診断を行いまして、要耐震となった場合につきましては、工事費はさらに膨らんでくるというようなことになってきます。それに対して補助も当然行っていくというふうなことになってきます。
- 野下委員　　そうなった場合には、この市のパーセントとか、何%持つとか、そういうことはまだこれに準ずる形だとか、それはまた後刻検討するとか、そういう形になるんですか。
- 生涯学習課長　　市の補助率については、事業費の7.5%ということになりますので、事業費が膨らめば、その7.5%を掛けていくというようなことになってきます。
- 委員長　　ただ、耐震補強ということになると、別の補助が出てくるよね。7.5%は別としてね。
ほかにありませんか。
- 〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
- 委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩をいたします。

午後 2 時 51 分 休 憩

午後 2 時 51 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第61号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第61号につきまして御説明申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

平成28年議案第61号 平成28年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億7,049万円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表につきましては、72ページに掲げております。

はねていただきまして、73ページから75ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

はねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

今回の補正予算の財源であります歳入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金で事務費繰入金として343万5,000円を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明申し上げますので、下段の歳出、右側の説明欄をお願いいたします。

介護保険システム改修事業の委託料におきまして、343万5,000円の補正をお願いするものでございます。

これは、介護保険の制度改正に伴いまして、特定入所者介護サービス費の利用者負担の軽減額の判定に非課税年金も含めるようにするシステム改修などに係る補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。この際、議案第61号につきまして、私も委員として発言をしたいと思っておりますので、会議規則第118条の規定によりまして、委員長席を副委員長と交代いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○副委員長　委員長に変わります。本席から議案第61号の採決まで議事を進めます。

それでは、質疑ございませんか。

○伊藤委員　議案質疑もいろいろと説明を受けたんですけれども、本当にちょっとよくわからなかったものですから、内容が2通りあるというようなことをたしか言ってみえたんですけれども、再度もう一度お願いいたします。

○高齢者生きがい課長　介護保険制度が改正されまして、現在、住民税の非課税世帯で年金収入等が80万円以下の方で一定以上の預貯金をお持ちでない方は、施設入所に係る食費や部屋代等が利用者負担の軽減の段階が第2段階の負担をしていただいております。この利用者負担の軽減の段階の判定に用いる収入には、課税年金、例えば老齢年金等なんですけれども、その収入が対象となっておりますが、平成28年8月からでございますが、非課税年金の遺族年金や障害年金を収入に含めて判定するよう改正されましたので、その対応するためのシステム改修をいたします。

そしてもう1つ、平成29年度から介護予防給付の一部のヘルパーやデイサ

ービスなどを総合事業へ移行してまいりますので、現在の介護保険システムの中には、チェックリストを行ってもデータでの管理ができませんので、システムを構築するために運用の設計や事前のテストを行い、給付の情報など国保連合会とデータ連携させるためのシステムもあわせて改修するものでございます。

○伊藤委員 遺族年金を含めるということは、そちらのほうはよくわかったんですけども、もう1つのほうがちょっと本当によくわからんもんですから、もう一度ちょっと、もう少しわかりやすく。

○森委員 ちょっと関連して質問していいですか。

今の総合事業の部分で、ヘルパーとかデイサービスが今度介護給付から外されるわけ、それを今度総合事業に入れるんですけど、その場合に、今の答弁は、チェックリストの部分がシステムに入っていないから、今度はそれをシステムの中に入れてやるということですか。それとは違う。

○高齢者生きがい課長 チェックリストを行って、総合事業に該当いたしますと、総合事業に該当したという情報が今の介護保険システムの中には反映されませんので、そのシステム改修、該当しているこの方はチェックリストを行って総合事業に該当していますよという、要はメッセージが出るようにシステムを改修するということになります。

○森委員 介護給付から外されたけど、総合支援事業の中のこういうサービスを利用しているよということが、このシステムの中に今度は入ってくるという意味ですか。

○高齢者生きがい課長 そのとおりでございます。

○森委員 今までは介護給付の人たちだけが入っていたんだけど、総合支援事業の人が入ってくると。

ごめん、途中で関連でとっちゃったで。

○伊藤委員 総合支援事業というのは本当に難しいでわからんもんですから、ちょっと聞いても本当にぴんときなかつたもんで、ちょっと質問させてもらったんですけども、森さんのことでちょっとわかりました。

○中野委員 基本的なことで申しわけないんですけども、58ページとか60ページのシステム改修は国庫補助金がついているんですけども、今回この

77ページのシステム改修について国庫補助金につかないのはどういった理由になるのでしょうか。

○高齢者生きがい課長　このシステム改修につきましては、平成27年4月にこの介護保険の制度が改正されまして、平成27年中に着手するものに限っては補助金がおりましたすけれども、今回、平成28年度で着手していくということで補助事業の対象からは外されたということで、今回は市単独で改修していくということです。

○森委員　なぜ平成27年度の対象にはならなかったんですか。

○高齢者生きがい課長　今説明しました非課税年金が収入に勘案されるという部分でいきますと、国からの通知文が実際に届いたのは、平成28年の3月23日に厚生労働省のほうから詳しい内容が届いておりまして、実際には3月に届いてから改修というのは間に合わなかったということでございます。

それから、総合事業の今の移行についてのデータを構築する件につきましては、現在もまだこの内容については精査しているところでございますので、平成27年度中に決定させることは難しかったということでございます。

○森委員　そうすると、この343万5,000円の内容で実際には一緒にやるんでしょけど、例えば総合事業については、平成27年度中に改修が済んでいるというふうにすると、この343万5,000円というのはもう少し安くなったということになるわけだね。

3月末に通知が来て、それでも8月の算定ではやらないかんという、こんなむちゃくちゃな話はないので、少なくともこんなものは国が全額持たないかんはずで、システム改修費は。これはちゃんと要求すべきものだと思うんですけど。よそだって全部やっていないでしょう、これだったら。江南市だけじゃないでしょう。それとも……。

○高齢者生きがい課長　他市にはまだ確認はとれていませんけれども、通知は来ているのは同じ時期だと思いますので、このことについては、補助の対象になっていなくて、今年度着手するものと思っております。

ただ、いきなり補助が、これだけやるために平成27年中にやりなさいという指示ではなくて、いろいろなメニューがあって、どうしてもおくれたのがこの部分が、国からの指示もおくれたということで補助の対象からは

抜けたんですけれども、ほかのメニューで補助の対象になったものもシステム改修しているという部分もありますので、この部分だけはどうしても外れたということになっております。

○森委員　それで、その遺族年金と障害年金の人が今回対象になってくるということですが、もともと例えば預貯金などの調査が去年全部やられて、その預貯金の調査の中で、こういう遺族年金なんか対象の人たちも、そっちでは対象になっていたわけですね。その調査は、この人たちはされているわけですね、全部、年金以外は。

○高齢者生きがい課長　預貯金ですから、たまたまそこに残額があれば、その遺族年金も当然入っていると思いますけれども、引き出されちゃっていたら、ちょっと該当外にはなっているということです。

○森委員　調査はされていたということだね。対象者全員は、一応そういう調査はされた。だけど、遺族年金と障害年金については、収入の対象にはなっていなかったということなんですけれども、実際にこれでたしか本会議でも人数的には把握できないかというような話があったかと思うんですけど、現在、第2段階の人が何人見えて、その中で遺族年金と障害年金を受けている人がどのくらい対象になってくるかというのはわかりますか。

○高齢者生きがい課長　第2段階で軽減を受けて見える方は、平成28年5月末現在では435名お見えになります。435名の皆さんが遺族年金や障害年金をもらってみえて、仮に年金収入の判定の80万円を超えるような方が全ての方だとしますと、1,000万円ぐらいの金額の差は出てくると思うんですが、ただ今のところ非課税年金の方の申告をされている状況というのは今は市では把握できませんので、本会議でもお答えしましたが、今のところはつかめていないということでございます。

○森委員　これは社会保険事務所のほうから、こちらが情報をもらうんですか。どういうふうにするんですか。

○高齢者生きがい課長　まず、初めに軽減を受けるための申請をしていただきますので、窓口での申請の聞き取りの段階で、どのような年金をもらっているかということ市では把握していきます。それと同時に、年金保険者から、連合会を通じてですけれども、データが市に届くようになっていきますの

で、その申告とデータとを突合させていただいて判定をしていくという流れになると思います。

○森委員 特に遺族年金もそうですけど、障害年金なんていうのは本当に働けなくて障害年金をもらっているというような、それで生計を立ててきたというような人たちが多く中で、こういう年金まで今回全部対象にしていくというのは本当血も涙もないという言葉がありますけれども、非常に厳しい内容になっていくんじゃないかなあというふうに思います。

本当、この制度そのものが預貯金を全部調査するということで、生活保護を申請する場合には、当然そういうことが全部やられるわけですけど、それに近いような調査が昨年一斉にやられたわけで、それ自身も問題だというふうに思っているわけですけど、それに加えてなお遺族年金や障害年金が含まれるということは本当に問題だなあというふうに思います。

○副委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○副委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 09 分 休 憩

午後 3 時 09 分 開 議

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで委員長席を委員長と交代します。

○委員長 どうも御協力ありがとうございます。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

年度調査事項等について

○委員長　　続きますして、年度調査事項等を協議していきますので、よろしく
お願いいたします。

資料配付のため、暫時休憩といたします。

午後 3 時 11 分　　休　憩

午後 3 時 21 分　　開　議

○委員長　　それでは再開をいたします。

年度調査事項につきまして、今、資料が配付をされました。昨年までの調
査事項であります。

調査事項、それから視察の調査日程、視察の調査先などについて協議をし
て決めていきたいと思えます。

昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にして
お配りをいたしました。参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題といたします。

御意見はありませんか。

何かここ数年ほとんど変わっておりませんけど。

○河合委員　　1 点だけ、教育のほうで新体育館ができますよね、平成 30 年に。
いずれ指定管理をやるという市の方針があるみたいですので、ぜひ体育館の
指定管理をやっているところの視察ができればなあと思えます。

○委員長　　今、視察の内容について出ましたけど、調査項目、調査事項です
けど、教育行政、もう少しこの部分を詳しく入れるかどうかということす
けど。

特になければ、全部包含されておりますので。

それでは、ちょっと確認をいたします。

平成 28 年度についても、1. 子育て支援について、2. 介護保険・高齢者
福祉について、3. 障害者福祉について、4. 健康・医療行政について、5.
教育行政について、6. その他、当委員会の所管する事項でよろしいでしょ
うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、そのように決定をさせていただきます。

委員会の調査事項につきましては、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきますので、よろしく願いいたします。

行政視察調査日程について

○委員長　続いて、厚生文教委員会、行政調査についてであります。昨年までの調査事項と視察先が出ておりますが、今、一つ体育館の関係が出ました。ほかにどうでしょうか。

厚生文教委員会の行政調査一覧表があります。まず日程ですけれども、一番下のところにA案、B案とあります。どのようにしたらよろしいでしょうか。

前半、後半。

〔発言する者あり〕

○委員長　あとは、この間に都市問題会議とか、議長会フォーラムが前後にあるんですけど、19、20。

〔発言する者あり〕

○委員長　10月6日、7日が都市問題会議。

〔発言する者あり〕

○委員長　じゃあ、日程から決めていきたいと思います。

〔「A案でどうでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　A案のいい人。

〔賛成者挙手〕

○委員長　が2人。どちらでもいいが2人。

A案でいいですか。特に困るという日があれば外すんですけど、特になければ、じゃあA案で。これ、3泊4日の予定ですけど、2泊3日ぐらいでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　じゃあA案、2泊3日でお願いします。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　それから調査先と調査項目ですが、一つは体育館の管理ということが出ました。

ほかにどうでしょうか。

コミュニティースクールがこの間いろいろありましたけど、どこか進んでいるところとか。進んでいるというより、うまくいっているところだね。

ほかに。

[発言する者あり]

○委員長　あと何かこういうテーマでというのがあれば。

あと、例えば体育館なんかの管理運営なんかでうまくいっているところ、こういうところどうだというのがあれば。前の厚生文教委員会で赤穂市に行って、指定管理でしたけど。

それじゃあ、あとは正・副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長　それでは、行政視察調査先につきましては、正・副委員長でいろいろ検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

当委員会の研修会について

○委員長　次、委員会の研修会について、何かこういうテーマでやってはどうかというようなことが、これは特に資料はありませんけれども、ありましたら。

研修テーマについて、こういうテーマでということがあったら。ないですか。

[挙手する者なし]

○委員長　ないようでしたら、9月の委員会の際に改めて伺いたいと思います。

ますので、よろしくお願ひいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きますして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件については、5月の臨時会中に開かれた各派代表者会議で、今年度については各常任委員会でテーマ、日程、開催場所などを決定して、広報も含めて常任委員会で責任を持って実施していくということになりました。

それで、これを受けまして、本日協議をお願ひをするわけですけれども、最初にどういうテーマでいくかということについて協議をしていただきたいと思ひます。

3枚目の資料で、今までの意見交換会についてのテーマも出ております。こうしたことを参考にして御意見がありましたらお願ひいたします。

ことしと申しますか、1月の厚生文教委員会が子育て支援、介護保険、高齢者福祉、図書館の問題点とあり方、新体育館建設、こういうテーマでありました。これ以外にこういうテーマもあればいいんじゃないかというのがあれば出していただひて。

○河合委員　　余り細かくはなかなか出しにくいもので、やっぱりこの第4回の子育て支援について、介護保険、高齢者、それから図書館の問題点とあり方についてと、この3つぐらいでいかがかなと思ひます。体育館はもう今、建設に入っていますので。

○委員長　　問題点は取るのね。図書館のあり方。

○河合委員　　あり方、そうそう。

○委員長　　新体育館はもう管理の問題だでね。

○河合委員　　そういうことです。

○委員長　　あと学校教育なんかについてはどう。教育行政みたいな。

○河合委員　　教育、問題点はないか。

○委員長　　それこそコミュニティースクール、地域と学校との連携とかね。ちょっと……。

[発言する者あり]

○委員長 コミュニティースクールといってもわからないから、学校と地域との連携とか、そんな感じで。

先生のほうで、何かありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 それで、さらにもう一度、実際にやる前に、もう少し詳しく市民の皆さんにこういうテーマでやりますよというときには、より詳しく書いていくので、大体こういう内容でいきたいと思います。

あと、日程ですけれども、一つの候補日というのが出ているんですが、ちょっと8月はとても無理だと思います。11月の5日か6日とあるんですけど、6日は済みません、私地元の防災訓練なんです。

5日、横田教育弁論大会ってあるんですけど、これ何時でしたっけ、午後だよ。午前中は丸々あいている。これ以外の日というのはどうすりゃいいんだ。

11月6日は午前中、私、防災訓練ですけど、午後なら逆にオーケーですね。6日の午後でどうかな。

[発言する者あり]

○河合委員 場所は、第1候補、宮田学供、第2候補、中央コミュニティ・センター。

○委員長 中央コミュニティ・センターというのは福祉センターだよ。宮田学供はそんなにいいですか。

[発言する者あり]

○委員長 文化会館。ここでなくてもいい、例えば古東公民館とか。

[発言する者あり]

○委員長 あいてないか。すいとびあ江南は遠いですか。

[発言する者あり]

○委員長 余り賛成の声が上がらなかったの。

中央コミュニティ・センター、福祉センターはどうでしょうか。ただ会場があいているかどうかですけど。あの上の会議室2つ、もともと前あれ70人入るところなので。あいていればですけど。駐車場がね。

[発言する者あり]

○委員長　　じゃあ、第1希望は福祉センター、真ん中ですから。体育館はどうですか。体育館は日曜日なんかはいかん、駐車場が。文化会館。

じゃあ、第1希望が福祉センター、第2希望が文化会館。

○河合委員　　宮田はどこに行ってまった。

○委員長　　宮田はなし。かなり地元の問題になりそうだから。

11月6日、布袋の何かがあるんじゃないかという話だけど、誰か聞いてくれている。

[発言する者あり]

○委員長　　6日の午後2時ぐらいから何とか。11月6日だと、もう日が暮れ始めている。1時半か、遅いなあ。

○事務局長　　確かめて、布袋のぶらりん日和は11月6日で10時から3時。

○委員長　　何をやるの。

○事務局長　　布袋の駅前のところですけど、町並みの中にいろんな店舗が出たりということですから、イベントなんですけど、式典があるとかそういうことではないんですけれども。

○委員長　　だから、参加する人は午前中参加していただいて、お昼からはこっちへ来ていただくと。ちょっと地元の議員の皆さんでそういうのにかかわらなきゃならない人はいるかもしれないけど、ここには見えないので。

じゃあ、午後1時半からということで。

ありがとうございました。じゃあ、そういうことで進めていきたいと思います。

さらに詳しい内容につきましては、これからまた御相談しながらやっていきたいと思いますので、会場も確実にこれで押さえられるかどうかもわからないので、その辺のところも含めまして正・副にお任せいただいて、9月で十分間に合うかと思いますので、御相談していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

午前中の視察に続きまして、熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

午後 3 時44分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 森 ケイ子

厚生文教副委員長 東 猴 史 紘